

概要版

第3次 富士見市地域福祉計画

(富士見市成年後見制度利用促進計画)

住み慣れた地域で安心して心地よく暮らすための
「出会い・ふれあい・支えあい・地域愛」のあるまちづくり



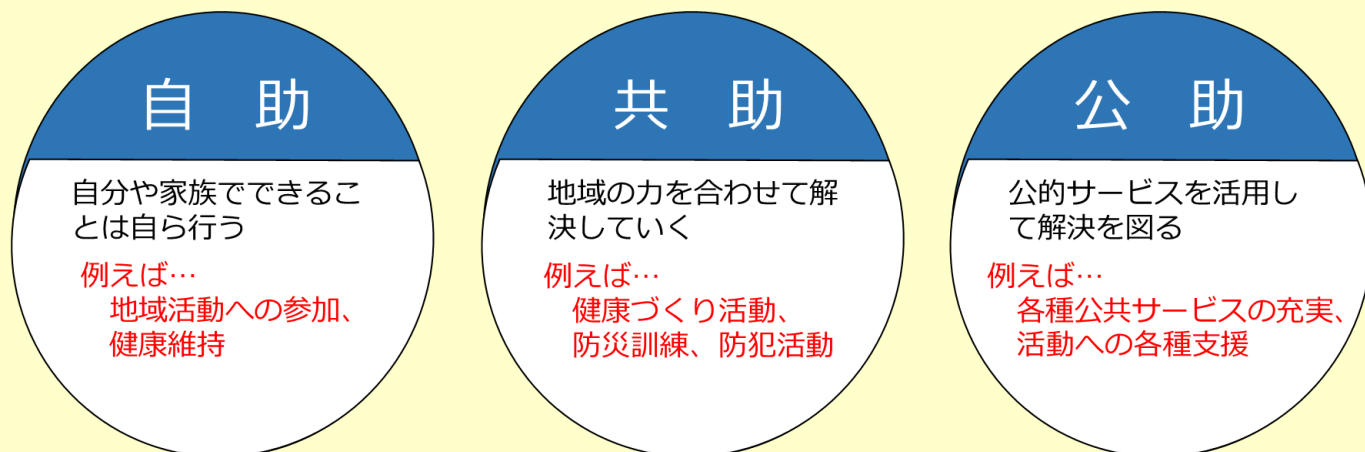
富士見市マスコットキャラクター「ふわっぴー」

令和3年4月
富士見市

【 地域福祉とは 】

地域福祉とは、それぞれの地域を基盤として、高齢や障がい、子育てなど、様々な地域の福祉課題を解決するために、「市民」、「事業者・NPO・地域団体」、「市（行政）・社会福祉協議会」が協働して取り組むという考え方です。

また、地域の課題について、下の図のような「自助」「共助」「公助」の3つの視点をもって、取り組むことが重要です。



【 地域共生社会とは 】

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことを指します。

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

【 富士見市地域福祉計画策定の目的 】

富士見市地域福祉計画は、地域共生社会の実現に向け、市の地域福祉の理念と具体的な方向性を示すとともに、多様化・複雑化する福祉課題に対応するため、高齢者や障がい者、子ども・子育てなどの分野別計画をつなぎ、各分野の制度の狭間を埋めながら、地域の課題の解決に資する計画として策定したものです。

【 計画の位置づけ 】

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けられます。

【 計画の期間 】

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

【 施策体系 】

地域の課題や福祉ニーズに対しては、誰もが地域に愛着と責任感を持ちながら、行政や社会福祉協議会、福祉事業者、町会やボランティアなどの地域組織との連携のもと、地域住民が主体的に取り組むことによって、福祉のまちづくりを推進していくことが大切です。

本計画では、『住み慣れた地域で安心して心地よく暮らすための「出会い・ふれあい・支えあい・地域愛」のあるまちづくり』を基本理念とし、基本理念の実現に向け、下の図のように4つの基本目標を定め、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

基本理念

基本目標

住み慣れた地域で安心して心地よく暮らすための
「出会い・ふれあい・支えあい・地域愛」
のあるまちづくり

1 誰もが地域に関心を持ち、つながりを持ちながら支えあう地域づくり

基本施策① 地域福祉の担い手づくり

基本施策② 誰もが気軽に集える場づくり

基本施策③ 地域でつながりを活かして支えあう仕組みづくり

2 誰もが安心・安全に暮らせる環境づくり

基本施策① 防災・防犯対策の仕組みづくり

基本施策② 権利擁護体制の充実

基本施策③ DV（ドメスティックバイオレンス）及び虐待防止体制の充実

基本施策④ 安心・安全な住環境の整備

3 誰もが抱える課題を受け止め、対応する仕組みづくり

基本施策① 包括的な支援体制の構築

基本施策② 生活困窮者の自立に向けた支援

基本施策③ 福祉サービスの情報提供の充実

4 誰もが健康でいきいきと自分らしく暮らせる環境づくり

基本施策① 市民の心身の健康づくりの推進

基本施策② 多様な社会参加の促進

【 社会福祉協議会との連携 】

社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている様々な福祉課題を地域全体の課題としてとらえ、地域住民、福祉団体、公私の社会福祉や保健・医療・教育分野の関係者等で、ともに考え、話しあい、協力して解決を図ることにより、福祉のまちづくりと地域福祉の推進を図っています。

本計画においては、民間の立場で地域の多様な主体間の連絡調整と、それらへの支援を行う中心的存在である社会福祉協議会との連携・協働を図りながら計画を推進します。

【 重点的に取り組む事業 】

重点事業①

「全世代型サロンの推進」

子どもから高齢者まで、障がいのある・なしに関わらず、世代や分野を超えて地域住民のつながりをつくり、共に支えあう体制を構築することを目的として、身近な地域で、いつでも、誰でも、あらゆる世代が気軽に集える「全世代型サロン」を推進します。

重点事業②

「成年後見制度の利用促進」

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利と財産を守り生活を支援するため、「富士見市成年後見制度利用促進計画」を策定し、中核機関の設置を含む地域における権利擁護支援のネットワークを構築していきます。

【 富士見市成年後見制度利用促進計画 】

成年後見制度の利用促進に関する法律第14条の規定に基づく、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として、富士見市成年後見制度利用促進計画を本計画内に策定しました。

重点事業③

「包括的な支援体制の構築に向けた 検討会議の設置」

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の被支援者の属性別の支援体制では、複合課題や制度の狭間の課題への対応が困難となっています。こうした状況を踏まえ、地域の福祉ニーズ調査や地域資源の把握を行うとともに、市の関係部署、相談支援機関、地域団体などの相互連携の強化による包括的な支援体制の構築に向けた検討に取り組みます。

重点事業④

「フレイルチェック事業の推進」

高齢者が身近な場所で気軽にフレイルチェックが受けられる機会を提供することで、市民の健康意識の向上を図るとともに、フレイル状態にある虚弱層を早期に発見して支援できる仕組みを整備します。

第3次富士見市地域福祉計画（概要版）

発行 富士見市
編集 富士見市 健康福祉部 福祉政策課 福祉政策係
〒354-8511
埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1
電話番号 : 049-251-2711
ファックス : 049-255-1395
E-mail : fukushi1@city.fujimi.saitama.jp
発行年 令和3年

